

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年5月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000112号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月10日から同年12月11日まで

令和元年12月9日にA社の採用面接を受け、採用するので翌日に出社するよう指示があり、その時に採用年月日は同年12月10日付とする旨言い渡された。令和元年12月10日は、午前10時頃に出社し、制服の採寸や書類の作成をし、正午前には帰社を許された。他のタクシー会社の面接を断って会社の指示で出社したので、厚生年金保険被保険者資格取得年月日を令和元年12月10日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、制服の採寸等のため、会社の指示により令和元年12月10日に出社した旨陳述しており、A社の担当者は、請求者が同年12月10日に制服の採寸のため出社していた旨陳述している。

しかしながら、A社の担当者は、令和元年12月10日については、請求者に給与を支給しておらず、他の従業員も同様に、入社時の制服採寸のために出社した日の分の給与は支給していない旨陳述している。

また、A社から提出された乗務員台帳(労働者名簿)の「履歴・運転経験」の「備考」欄には、「賃金はR1.12.11から発生」と記載されている。

さらに、請求者のA社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は、オンライン記録と同日の令和元年12月11日と記録されていることが確認できる。

加えて、日本年金機構は、雇用保険の資格取得年月日、乗務員台帳(労働者名簿)の「履歴・運転経験」の「備考」欄に「賃金はR1.12.11から発生」と記載されていること及びA社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届における訂正後の資格取得年月日が令和元年12月11日であることから、請求者の同社における資格取得年月日としては、同日が妥当であると思われる旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に勤務していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100002号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月27日から令和元年6月3日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が18万円と記録されている。提出した給料支払明細書のとおり、賞与貸付金を含めると、請求期間の標準報酬月額は44万円と記録されるべきなので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を44万円に見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、本件訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

また、厚生年金保険法を適用し、請求期間の記録訂正が認められるには、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額を超える場合である。

請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が月22乗務となった以降の平成31年2月支給分から令和元年5月支給分までの報酬月額の平均額は35万6,371円であり、賞与貸付を含めると44万1,371円であることが確認できる。

しかしながら、A社から提出されたタクシー乗務員賃金規定により、請求者の基本給を除くその他の支給項目は、業績等に連動して支給される項目であることが確認できることから、同社の担当者は、これらの支給項目がどの程度の金額になるのかは資格取得時にはわからないことから、請求者の資格取得時の報酬額については、基本給にグループ会社入社時時間外平均10時間分を加算した金額に基づき18万円として届出しており、同社を含めたグループ会社は一律にこの取扱いである旨回答している。

さらに、日本年金機構は、A社に対する総合調査において同社から提出された資料から直近の届出状況を確認しても特に不備は見当たらず、請求者及び同社の双方から聞き取りを行った

結果として、請求者の資格取得時報酬が 18 万円で申請されていることは妥当であり、現行の法令や日本年金機構内の取扱いを確認し、同社に対して訂正届を求める根拠はないと判断した旨回答している。

なお、賞与に係る給料支払明細書により、請求者に対し、賞与貸付金が支給されていたことが確認できるところ、オンライン記録により、平成 31 年 4 月 10 日に、同日以前に支給された賞与貸付金 21 万円を含む 28 万 9,000 円が標準賞与額として記録されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。